

令和2年11月市議会 総務委員会資料

第200号議案 令和2年度長崎市一般会計補正予算（第14号）

（款）2 総務費 （項）1 総務管理費 （目）1 一般管理費

11 市民活動推進費

目次	ページ
1 概要	1
2 事業内容	1
3 財源内訳	2
4 購入備品詳細	3～6

【参考】

- ・コミュニティ助成事業 実績と申請の流れ.....7
- ・長崎市コミュニティ助成事業費補助金交付要綱.....8～10
- ・令和2年度コミュニティ助成事業実施要綱.....11～19



予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
15	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	2-1	コミュニティ助成事業費 補助金	千円 4,200

1 概 要

一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）のコミュニティ助成事業助成金を活用し、自治会におけるコミュニティ活動に直接必要な備品の整備に係る経費について助成を行うことで、地域コミュニティ活動の充実・強化を図るもの。

令和2年度の助成事業（当初分）は、6月議会で補正予算を計上したところであるが、新たに2団体が令和2年度の助成事業として追加の内示がなされたため、補正予算の計上を行うもの。

2 事業内容

(1) 自治会活動用具整備費補助金（一般コミュニティ助成事業）

ア 対象団体 西浦上東部地区自治連合会

- ① 事業内容 太鼓備品の整備
- ② 総事業費 2,500千円
- ③ 購入備品一覧

番号	品名	数量
1	長胴太鼓	3台
2	長胴太鼓用秩父台	3台
3	桶胴太鼓（ケース付き）	2台
4	桶胴太鼓用英哲型台	2台
5	附締太鼓（ケース付）	1台
6	附締太鼓用立ち台	1台

- ④ 補助率 10/10
- ⑤ 補助金額 2,500千円

イ 対象団体 平山台2丁目自治会

① 事業内容 コミュニティ活動備品の整備

② 総事業費 1,759千円

③ 購入備品一覧

番号	品名	数量
1	テーブル	20台
2	椅子	60脚
3	椅子用台車	3台
4	ワンタッチテント	2張
5	かんたんてんと	2張

④ 補助率 10/10

⑤ 補助金額 1,700千円〔※助成金は、要綱 第5の規定により10万円単位（10万未満を切り捨て）であるため。〕

3 財源内訳

総事業費 ①	予算 計上額 ②	財 源 内 訳					対象団体 負担額 ①-②
		国庫 支出金	県 支出金	地方債	その他 ※	一般 財源	
千円 4,259	千円 4,200	千円 —	千円 —	千円 —	千円 4,200	千円 —	千円 59

※ コミュニティ助成事業助成金(自治総合センター)

4 購入備品詳細

(1) 西浦上東部自治連合会購入備品

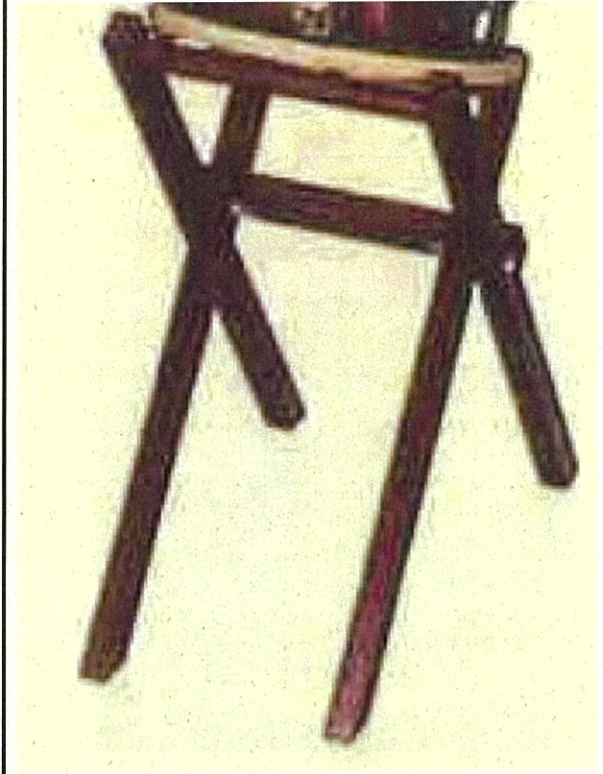
<p>1 長胴太鼓</p> 	<p>2 長胴太鼓用秩父台</p> 
<p>(株)浅野太鼓楽器店 目有 1尺5寸</p>	<p>(株)浅野太鼓楽器店 1尺5寸長胴太鼓用</p>
<p>3 桶胴太鼓(ケース付き)</p> 	<p>4 桶胴太鼓用英哲型台</p> 
<p>(株)浅野太鼓楽器店 1尺5寸 英哲型</p>	<p>(株)浅野太鼓楽器店 1尺5寸 キャスター付き</p>

5 附締太鼓(ケース付)



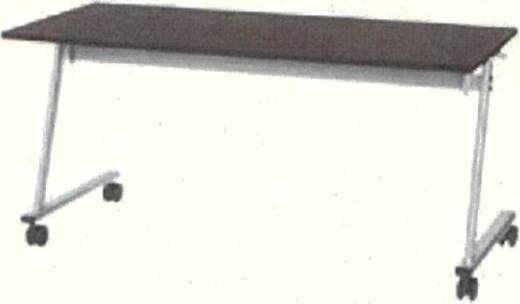


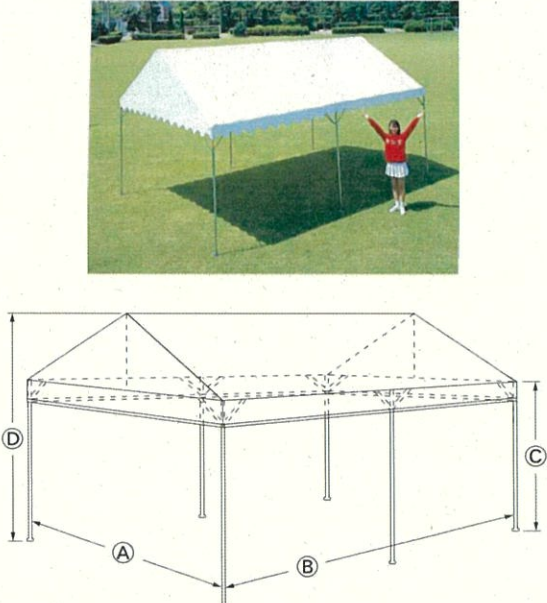
(株)浅野太鼓楽器店
四丁掛 ボルト締め

6 附締太鼓用立ち台



(株)浅野太鼓楽器店
(高) 四~五丁掛用

(2) 平山台2丁目自治会

1 テーブル	2 椅子
	
トヨスチール製社 STEH-1845-P 棚なし	トヨスチール製社 MC-159V-M
3 椅子用台車	4 ワンタッチテント
	
トヨスチール製社 OK-1421	(A)【奥行】3.55 × (B)【幅】5.31 (C)【高さ】3.09 (D)【軒高】2.0 (単位 m)

5 かんたんてんと



3m × 3m

KA/6WA オールアルミ

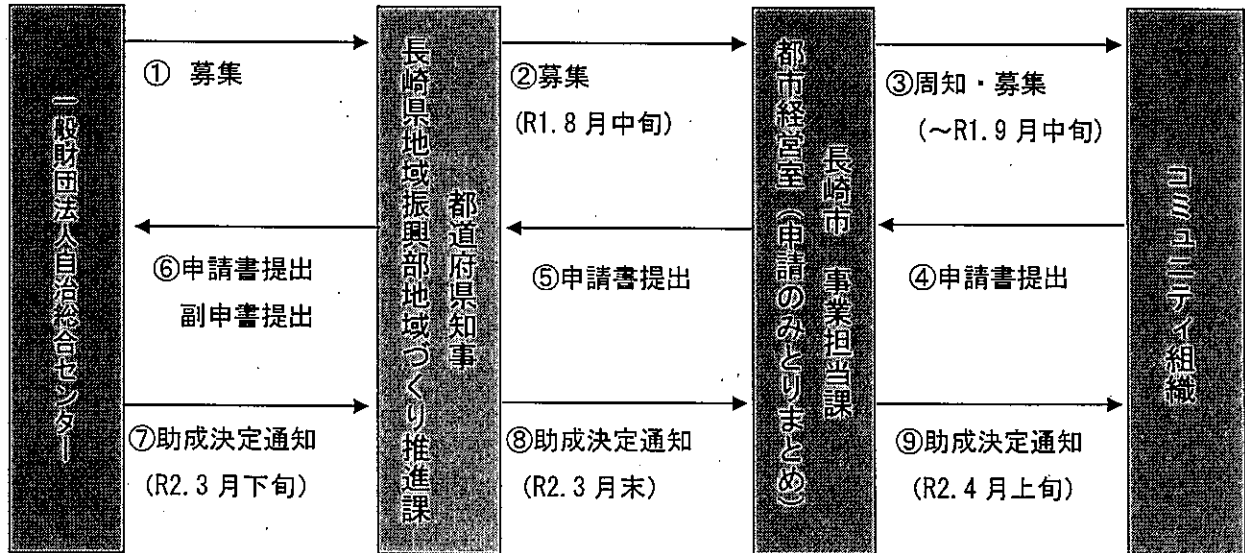
【参考】コミュニティ助成事業 実績と申請の流れ

助成実績（一般コミュニティ助成事業・コミュニティセンター助成事業）

年度	助成実績（長崎市過去3年間）	
	一般コミュニティ助成事業	コミュニティセンター助成事業
平成30年度	樺島町自治会 （太鼓山の整備）… ② 茂木パーロン保存会 （パーロン船等の整備）… ③ 西町北部自治会 （アルミステーンの整備）… ①	上切通自治会 （コミュニティセンターの建設 及び備品の整備）… ①
令和元年度	鶴見台自治会 （其他コミュニティ活動備品の整備）… ① 魚の町自治会 （コミュニティ活動備品の整備）… ②	
令和2年度	本石灰町自治会 （太鼓の整備）… ② 昭和町水源自治会（音響設備他 コミュニティ活動備品の整備）… ① 柿泊町パーロン保存会 （コミュニティ活動備品の整備）… ③	

（備考）所管課 … ①自治振興課、②文化財課、③観光政策課

・申請フロー図（令和2年度コミュニティ助成事業の流れ）





長崎市告示第 549 号

長崎市コミュニティ助成事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 30 年 9 月 13 日

長崎市長 田 上 富



長崎市コミュニティ助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、もって地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 2 に規定するコミュニティ助成事業のうち、一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、青少年健全育成助成事業及び地域づくり助成事業を実施した者に対し、予算の定める範囲内において、コミュニティ助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 63 年長崎市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第 2 に規定する一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、青少年健全育成助成事業及び地域づくり助成事業とする。

(補助事業者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う者であって、自治総合センターが、市長に対し事業実施主体（実施要綱第 4 第 1 項に規定する事業実施主体をいう。）として助成の対象と決定したものである。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第 6 に規定する助成対象経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、自治総合センターが市長に対して助成を決定した額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助事業を行う年度の12月末日までとする。

2 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は、省略させるものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第4号に規定するその他市長が必要があると認める事項は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、これらを補助事業完了後5年間保存しておくこととする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助事業を完了した日後30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、青少年健全育成助成事業及び地域づくり助成事業

ア 支払いに関する領収書の写し(支払いが完了していない場合にあつては、支払う旨の確約書)

イ 完了写真

(2) 一般コミュニティ助成事業及びコミュニティセンター助成事業
管理運営規程(備品を整備するものにあつては、備品台帳を含む。)

(3) コミュニティセンター助成事業

ア 建物登記簿謄本

イ 土地登記簿謄本

ウ 土地の所有者が補助事業者と異なるときは、その土地が使用できる根拠書類

エ 公図

(4) 青少年健全育成助成事業及び地域づくり助成事業 印刷物・作成物(地域づくり助成事業にあつては、印刷物を作成する事業に限る。)

(補助金の交付)

第9条 規則第15条第1項ただし書の規定により、補助金は、概算払により交付することができる。ただし、補助事業完了後に請求書の提出があつた場合を除く。

(財産処分の制限)

第10条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定

める耐用年数とする。

2 規則第 19 条第 2 号の規定により市長が別に定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価額が 50 万円以上の備品とする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

参考

令和2年度コミュニティ助成事業

実施要綱

(一財) 自治総合センター

— 目 次 —

第 1	趣旨	1
第 2	助成事業	1
第 3	助成対象団体	3
第 4	助成事業の実施主体	3
第 5	助成金	4
第 6	助成対象経費	5
第 7	宝くじの社会貢献広報	5
第 8	助成の申請手続	6
第 9	助成の決定	6
第 10	事業内容の変更	6
第 11	助成金の交付	6
第 12	その他	7

令和2年度コミュニティ助成事業実施要綱

第1 趣旨

一般財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

(3) 地域防災組織育成助成事業

ア. 自主防災組織育成助成事業

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

イ. 消防団育成助成事業

地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

ウ. 女性防火クラブ育成助成事業

女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。

エ. 幼年消防クラブ育成助成事業

幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業。

オ. 女性消防隊育成助成事業

女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。

カ. 少年消防クラブ育成助成事業

将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

(5) 地域づくり助成事業

ア. 共生の地域づくり助成事業

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業。

イ. 活力ある地域づくり助成事業

地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業、及び地域の特色を活かした商店街の魅力や集客力の向上に資する設備等の整備に関する事業。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業。

(7) 地域国際化推進助成事業

多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業。

2. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。
- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
 - (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。(第2の1(6)は除く)
 - (3) 令和2年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。
 - (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市(区)町村(政令指定都市は除く。以下同じ。)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織

(2) コミュニティセンター助成事業

市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織

(3) 地域防災組織育成助成事業

第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 市(区)町村又は市(区)町村が認める自主防災組織

イ. 消防団を有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

ウ. 市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

エ. 市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

オ. 女性消防隊を有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

カ. 少年消防クラブを有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

(4) 青少年健全育成助成事業

市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織

(5) 地域づくり助成事業

第2の1(5)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 市(区)町村

イ. ソフト事業の場合は、市(区)町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。その他の事業は市(区)町村。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

市(区)町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会

(7) 地域国際化推進助成事業

市(区)町村が認めるコミュニティ国際交流組織

2. 事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとする。ただし、事業実施主体が市(区)町村となる場合は、各事業(第2の1(3)、(5)は各事業区分)につき1件に限るものとする。

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位(10万円未満を切り捨て)とする。

1. 一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円まで

2. コミュニティセンター助成事業

対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで。

3. 地域防災組織育成助成事業

第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 30万円から200万円まで

イ. 50万円から100万円まで

ウ. 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。

エ. 40万円まで

オ. 100万円まで

カ. 100万円まで

4. 青少年健全育成助成事業

30万円から100万円まで

5. 地域づくり助成事業

第2の1(5)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。

イ. ソフト事業の場合は200万円まで。その他の事業は1,000万円まで。

6. 地域の芸術環境づくり助成事業

500万円まで

7. 地域国際化推進助成事業

200万円まで

第6 助成対象経費

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。

2. 次のものは助成対象外の経費とする。

(1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。

(2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

2. 広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8 助成の申請手続

助成対象団体の長は助成申請書（別記様式第1号）を、都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。また、都道府県知事は、助成申請書と併せて副申書（別記様式第2号）を、理事長に提出するものとする。

第9 助成の決定

1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 理事長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成額を決定することができる。
3. 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。
4. 1により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第10 事業内容の変更

1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して、理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。
2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 助成金の交付

1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、事業完了後の所定の期間内に実績報告書（別記様式第3号）を作成し、必要書類を完備のうえ、都道府県知事を経由して理事長に提出するものとする。

2. 理事長は、実績報告書を受領した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。